

税務情報

国税庁 - 消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A 等の公表

2024 年度税制改正では、2025 年 4 月 1 日以後に国外事業者がデジタルプラットフォーム（アプリストア、オンラインモール等）を介して国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供のうち、特定プラットフォーム事業者^(*)を介してその役務の提供の対価を収受するものについては、その特定プラットフォーム事業者がその役務の提供を行ったものとみなして消費税の申告・納税を行うこととする「プラットフォーム課税」制度が新たに創設されました。

^(*) 特定プラットフォーム事業者とは、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額（税込）のうち、そのプラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が 50 億円（課税期間が 1 年に満たない場合には年換算した金額）を超えるものとして、国税庁長官により指定を受けた者をいいます。

これを受け、国税庁は 7 月 30 日、消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A を含む以下の情報を公表しました。

1. 消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A の公表

消費税のプラットフォーム課税に関する情報を集約している「[消費税のプラットフォーム課税について](#)」というページ^(*)に、以下の 2 つの Q&A が掲載されました。

■ [消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A \(国外事業者用\)](#) (PDF 336KB)

デジタルプラットフォームを介して国内において消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者向けの Q&A（全 18 問）で、たとえば、以下の事項が明らかにされています。

- 日本支店を有する国外事業者が、その日本支店において日本国内の消費者等に対する消費者向け電気通信利用役務の提供を行っている場合であっても、国外事業者が日本国内の消費者等に対してデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供であって、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものであれば、プラットフォーム課税の対象となる。[\(問 8\)](#)

- プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、国外事業者が適格請求書発行事業者（以下、インボイス発行事業者）であったとしても、適格請求書（以下、インボイス）の交付義務は生じない。（問 10）
- 国外事業者が日本支店において日本国内の消費者等に対する消費者向け電気通信利用役務の提供を行っている場合において、その消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となった場合であっても、国外事業者が日本国内で行う課税仕入れ（日本支店の建物の賃借料等）に係る消費税額は、仕入税額控除の対象となる。（問 12）

■ [消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A（プラットフォーム事業者用）](#)
(PDF 932KB)

デジタルプラットフォームを提供するプラットフォーム事業者向けの Q&A（全 32 問）で、たとえば、以下の事項が明らかにされています。

- プラットフォーム事業者は、特定プラットフォーム事業者の指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限まで（制度開始時は 2024 年 9 月 30 日まで）に「特定プラットフォーム事業者の指定届出書」を提出する必要があるが、その指定届出書の様式は国税庁の「[特定プラットフォーム事業者の指定届出手続](#)」のページからダウンロードすることができる。（問 13）
- 特定プラットフォーム事業者の指定を受けた場合、そのプラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象となる旨及び対象となる年月日を速やかに通知する必要があるが、その通知の形式・方法は問わない。しかし、特定プラットフォーム事業者のウェブサイトや、特定プラットフォーム事業者の提供するデジタルプラットフォームの利用規約において記載されているのみの場合には、国外事業者への「通知」にはあたらない。（問 16）
- プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、特定プラットフォーム事業者がインボイス発行事業者である場合、消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者がインボイス発行事業者であるかどうかにかかわらず、特定プラットフォーム事業者がインボイスを交付する必要がある。（問 18）
- 特定プラットフォーム事業者は、その指定の効力が生じている課税期間は、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用はない。また、免税事業者であるプラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定を受けて、課税期間の途中で特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生じた場合であっても、その課税期間の初日から課税事業者となる。（問 20）

(*) 本ページの開設及びプラットフォーム課税に関するリーフレットや改正消費税基本通達等の公表については、2024 年 4 月 2 日発行の e-Tax News

No.302 [「2024 年度税制改正における消費税改正に関する情報」](#)にてお知らせしています。

2. 消費税のプラットフォーム課税についての英語等による情報を集約したページの開設

消費税のプラットフォーム課税について、英語等による情報を集約した [「Platform Taxation of Consumption Tax」](#) というページが開設されました。

このページでは、プラットフォーム課税の概要が英語で説明されているほか、以下の英語版のリーフレットも掲載されています。（リーフレットについては、英語版のほか中国語版（簡体字、繁体字）と韓国語版も公表されています。）

■ [Platform Taxation of Consumption Tax](#) (PDF 433KB)

なお、英語版の Q&A についても後日このページに掲載される予定です。

3. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関する Q&A の改訂等

2024 年度税制改正においてプラットフォーム課税が創設されたこと及び 2023 年 10 月 1 日からインボイス制度が開始されたことを受け、国税庁は [「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」](#) のページに以下のリーフレット及び改訂版 Q&A を公表しました。

【リーフレット】

- [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について（国内事業者の皆さまへ）](#) (PDF 452KB)
- [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について（国外事業者の皆さまへ）](#) (PDF 433KB)

【Q&A】

- [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関する Q&A](#) (PDF 627KB)

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.